

エリア共通 (2) 開発行為等

項目		No	基準	景観計画	ガイドライン
(2) 開発行為等	① 土地の形質の変更	環境保全	1	■ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺などは極力保全し、活用するように努めること。	別紙1(6)
		法面・擁壁	2	■ 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。	別紙1(6)
			3	■ 擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化などにより周囲の景観との調和を図ること。	別紙1(6)
			4	◎ 法面や擁壁は表面処理の工夫などによっての周囲との調和を図りましょう。	34p
			5	◎ 敷地の傾斜を活かした計画とし、大規模な法面や擁壁が生じないようにしましょう。	34p
			6	○ 大規模な斜面は途中で犬走り(細長い通路)などを設置し、圧迫感を軽減しましょう。	34p
			7	○ コンクリートの型枠や仕上げ材で表面処理を工夫し、周囲になじみやすい意匠としましょう。	34p
	② 鉱土石の掘採取	採取方法などの工夫	8	■ 外部から目立ちにくいよう、採取及び掘採の位置、方法を工夫し、周囲の緑化などに努めること。	別紙1(6)
		採取後の修景	9	■ 採取及び掘採後は自然植生と調和した緑化などにより修景すること。	別紙1(6)
	③ 物件の貯蔵集積	集積方法	10	■ 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。	別紙1(6)
		周囲への配慮	11	■ 道路などから見えにくいよう遮へいし、その際、植栽や木塀の設置などにより周囲の景観との調和に努めること。	別紙1(6)
			12	◎ 眺望を阻害しないよう配慮しましょう。	34p

凡例

- : 景観計画に定めのある基準(遵守規準)
- ◎ : 景観計画の基準と概ね同一の基準(遵守規準)
- : 景観計画の基準を具体化した基準(努力基準)

⇒ チェックシートでの確認が必要

※景観計画に規定された遵守基準は計画別紙の各ページを参照して下さい。